

MAC通信

人と企業のトータルブレーン

令和 2 年 10 月 19 日 第 113 号

(株) マ ッ ク ブ レ ー ン
M A C 税 理 士 法 人
M A C 社 労 士 事 務 所
TEL 06-6359-8812
FAX 06-6359-8799
HP <http://mac-8812.co.jp>
E-mail [jimuso@mac-8812.co.jp](mailto:jimusyo@mac-8812.co.jp)

雇用調整助成金の特例措置期間が延長されました!

令和 2 年 9 月 30 日までとされていた雇用調整助成金の特例措置が 12 月 31 日まで延長されました。

助成率も 4 月 1 日からの特例期間の助成率を引き継ぐので引き続き中小企業 $\frac{10}{10}$ 、大企業 $\frac{3}{4}$ (解雇等を行った場合中小企業 $\frac{4}{5}$ 、大企業 $\frac{2}{3}$) で受給が可能です。

★ 1 日最大 1 万 5 千 4 円 × 休業日数が支給されます。

申請期限は支給対象期間 (給与の締め日) の翌日から 2 ヶ月以内となっておりますので"お早目に手続きください。

例: 月末締めの場合

9 月 1 日 から 9 月 末 までの申請期限は 11 月 末 となります。

弊社労務部門では雇用調整助成金の申請代理を行っております。

お気軽にご相談ください。